

当行口座をご利用いただいている外国籍のお客さまへのお願い

日頃より当行をご利用いただき誠にありがとうございます。当行に口座を開設いただいた際に、犯罪収益移転防止法に基づく「取引時確認」を履行するため、「在留カード」をご提示（提出）いただき、在留資格、在留期間、在留期限、在留カード番号等を確認・登録させていただきます。これらの事項に変更（更新）が生じた際は、必ず当行にお届けくださいますようお願い申し上げます。

また、在留期限到来前に発送しているご案内にも記載しておりますが、在留期限到来後に新しい「在留カード」のご提示（提出）がない場合は、預金規定に基づき一律にお取引を制限させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

なお、手続き方法等については、口座を開設しているお取引店、もしくはお近くの店舗までご照会くださいますようお願い申し上げます。

以 上